

耐力壁の大臣認定エピソード

大臣認定の本来の主旨は？大臣認定って誰でも使えるの？使用上の注意点は？



前号では、基準法にない材料（面材等）で構成する耐力壁は大臣認定

を取得することで使用でき、その壁倍率は実験で確認されることが前提であることを話したが、ではその大臣認定で認められている耐力壁は、いったいどれぐらいあるのかご存知だろうか？

社団法人日本木造住宅産業協会が制作した「木造軸組住宅の壁量設計とその解説」という本に、推奨する大臣認定取得耐力壁が紹介されているが、それだけでも50以上あるので、認定を受けている耐力壁は、おそらく数百もあると思われる。

この大臣認定取得耐力壁は、認定を取得した法人や個人が認めないと使えないように思っているだろうか？実は、大臣認定を取得したものは、使用者に縛りを設けてはいけないうことになっていて、建設地が日本国内であれば誰でも使えるのである。使いたい耐力壁があった場合、加盟したり使用料を払うのは大臣認定だからではなく、特許や販路に関係するため、良い物を広く国民に使ってもらうのが、

本来の大臣認定の主旨なのである。

そんな大臣認定が、最近取得し難くなってきているのは、やはり申請者がごまかすなど、偽装が多く発覚したからである。しかし、問題は申請者や取得者等の供給側の問題だけではない。設計者や建設者等の使用側の問題も多いのだ。

【使用上の注意点①】

耐力壁で使用することが多い釘やビス。短いものより長いもの、細いものより太いものをその方が強いからと使用していることがあるかもしれないが、これはNGなのである。大臣認定を取得した仕様がN50釘であれば、N75でも、CN50、ましてやビスを使用してはならないのだ。常識的には強くなると思われても認定の仕様を外れると駄目なのである。厳密にいうとその釘を打つ間隔が「150mm内外」であれば、100mm間隔で打ったらこれも、やはりNGなのだ。それを知っている建材メーカーでは面材に釘の仕様と間隔を印刷しているが、ある意味、危機管理がきちんとできていることの表れなのだ。

【使用上の注意点②】

基準法にある構造用合板による耐力壁は2.5倍である。もっと倍率を高めた

い場合は筋かいと合わせて最大5倍までにすることができる。では、構造用合板を外側と内側に張って5倍としても良いのだろうか？これは大壁タイプは問題ないが、真壁タイプはNGである。なぜならば、真壁タイプの場合、合板を受ける受材を30×40mm以上にすることが基準となっているが、これはあくまでも合板1枚に対してのものなのだ。両面張りとなるとこの受材が合板2枚分を受けることになり、その耐力を有していないからなのだ。では、「受材を2倍の30×80mmにすれば良いのだろう」と解釈する人もいるだろうが、これもこれだけではNGなのだ。受材の断面サイズの問題だけでなく、それを留付ける釘(N75@300mm)も2枚分にしなければならぬからだ。

大臣認定を取得した耐力壁は、基準法にある耐力壁と同じように使えないと考えた方がよい。大臣認定取得の条件を見ると、筋かいや他の耐力壁との組合せは不可、1.5Pの耐力壁は不可、軸組材の樹種の限定などさまざまな制約がある。使用している大臣認定品があれば一度のその認定条件を詳しく確認した方がいいぞよ。



TEC branchはHPにて連載中です。
 答えてほしい疑問などをお寄せ下さい！
 今回は、大臣認定取得のための実験

東昭エンジニアリング株式会社
 〒222-0033 横浜市港北区新横浜3-20-8 BENEX S-3ビル2階
 TEL: 045-534-7500 FAX: 045-534-7501
 URL: <http://www.tosho-engineering.co.jp>

